

戸田市国民健康保険運営協議会議事録

招集期日	令和8年4月17日（金）					
場 所	戸 田 市 役 所 1階 102会議室					
開会時刻	午後 1 時 3 0 分					
閉会時刻	午後 3 時 2 0 分					
会 長	助友 裕子					
委 員 出 席 状 況	萩原 康子	⓪ 欠	長岐 緑	⓪ 欠	古市 真人	⓪ 欠
	武内 幸恵	⓪ 欠	早船 直彦	⓪ 欠	梅田 浩	⓪ 欠
	齋藤 友希	⓪ 欠	染川 智行	⓪ 欠	市川 悦夫	出 ⓪ 欠
	星 宏和	⓪ 欠	助友 裕子	⓪ 欠	山本 学	⓪ 欠
	丸山 美春	⓪ 欠	栗原 秀行	⓪ 欠	茅野 慶典	⓪ 欠
事務局等	菅原市長			健康福祉部 香林部長		
	健康福祉部 清水次長			企画財政部収納推進課 天野課長		
	健康福祉部保険年金課 福田課長			企画財政部収納推進課 石川主幹		
	健康福祉部保険年金課 太田主幹			健康福祉部保険年金課 滝沢主幹		
	健康福祉部保険年金課 奥野主任			健康福祉部保険年金課 井上主任		

会 議 の 経 過 及 び 結 果	
1 答申 2 審議案件	(1) 保険税水準統一に向けた今後のスケジュール等について (2) 令和8年度戸田市国民健康保険特別会計予算について (3) 戸田市国保のデータヘルス計画等について (4) その他
事 務 局	司会及び開会のあいさつ 戸田市国民健康保険に関する規則第4条第4項の規定に基づき会議に必要な定足数(15名中14名出席)に足りているため会議が有効である旨を報告。また、一般の方からの傍聴の申出がなかった旨も併せて報告
会 長	昨年12月に市長から「戸田市国保税の税率改正の対応」に関する諮問を受け、委員それぞれ多様な視点から活発な意見交換を行いながら、議論を重ねてきた。このたび、取りまとめに至ったため、本日、答申をさせていただきます。その後、「保険税水準統一に向けた今後のスケジュール」や「令和8年度戸田市国民健康保険特別会計予算」、「戸田市国保のデータヘルス計画等」について、ご審議いただき。皆様のご協力により有意義な会議となるようお願いしたい。
事 務 局	戸田市国民健康保険運営協議会から市長への答申に移らせていただく。昨年12月18日に市長から諮問のあった、保険税水準の統一に向けた本市の保険税の税率改正に係る対応について、複数回に渡る慎重な協議を経て、本日、協議会を代表して、会長から市長に対し、答申いただく。
会 長	【答申書を読み上げ】 市長には、現在、国保が抱える課題のほか、国や埼玉県の動向を十分に勘案していただき、国民皆保険制度の中核を担う国保が将来に渡り、持続可能なものとなるよう検討いただくようお願いする。 【市長に答申書を手渡し】
事 務 局	それでは、市長からお礼のあいさつを申し上げます。
市 長	本日は、ご多用の中、本協議会にご出席いただき、お礼申し上げます。

	<p>昨年12月に諮問させていただいた本市の保険税の税率改正に係る対応について、丁寧かつ慎重に審議の上、本日、答申書をいただいたことを心よりお礼申し上げます。</p> <p>国保制度は産業構造の変化等に伴い、厳しい財政状況が続いている中、国の制度改革により、都道府県が財政運営の主体となった。埼玉県では県内の保険税水準の統一に向けた方針を策定し、令和9年度に「準統一」、令和12年度には「完全統一」を達成する目標を掲げている。令和9年度の「準統一」が迫っている中、本市でも難しい判断を下す必要があることから、より慎重に検討を重ねていかなければならない。</p> <p>今回の答申内容を重く受け止め、今後の税率改正の検討を進めていく中で、議会を含めて、市民の皆様に対し、真摯な姿勢で、国民皆保険の中核を担う「国保制度の持続可能性の確保」のほか、「健康の大切さ」などについても丁寧に説明していく必要があると考える。</p> <p>本協議会の委員の皆様方には、引き続きお力添え賜りたくお願い申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>市長は、公務の都合によりここで退席させていただきます。</p>
	<p>【市長退席】</p>
事務局	<p>○被用者保険等保険者代表である公立学校共済組合埼玉支部の安藤委員が退任され、同支部から新たに茅野委員が推薦され、令和10年1月31日までの任期で委嘱した旨報告</p> <p>○本市の4月1日付の人事異動により、事務局職員の異動があったことから事務局職員を紹介</p>
	<p>【部長あいさつ】</p>
事務局	<p>戸田市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定に基づき会長が議長となる旨報告</p>
会長	<p>それでは、次第に基づき、進行する。</p> <p>はじめに、「(1) 保険税水準統一に向けた今後のスケジュール等について」を議題とする。事務局から説明願いたい。</p>
委員長	<p>【資料に基づき説明を行う。】</p>
会長	<p>事務局からの説明内容について、ご意見等はあるか。</p>

	(特になし)
会 長	特になければ、案件(1)については、以上とする。次に、「(2)令和8年度戸田市国民健康保険特別会計予算について」を議題とするので、事務局から説明願いたい。
事 務 局	【資料に基づき説明を行う。】
会 長	事務局からの説明内容について、ご意見等はあるか
委 員	特定健康診査の受診率が国や県からの補助金に影響していると思うが、どのような現状にあるのか。
事 務 局	保険者における医療費適正化に向けた取組への支援を目的として、国から市に交付される「保険者努力支援交付金」には、特定健康診査の受診率が前年度に比べ増加している場合に交付対象となる指標があるが、本市の特定健康診査の受診率は増加傾向にあることから、昨年度も交付を受けたところである。
会 長	他にご意見等はあるか。
委 員	(特になし)
会 長	特になければ、案件(2)については、以上とする。次に、「(3)戸田市国保のデータヘルス計画等について」を議題とするので、事務局から説明願いたい。
事 務 局	【資料に基づき説明を行う。】
会 長	事務局からの説明内容について、ご意見等はあるか
委 員	特定健康診査の受診勧奨は、保険年金課が実施しているのか。
事 務 局	所管は保険年金課で、委託業務として実施している。
会 長	他自治体の成功事例を調査研究するというのは、非常に丁寧な作業であると思う。どのようなことが被保険者である市民の受診行動に影響を与えるかについては、多くのエビデンス(根拠)があるはずで、そ

事務局	<p>う部分については、今後共有してほしいと思う。</p> <p>今年度、実施予定のAIを活用した特定健康診査の受診勧奨（例：対象者の特定健康診査の受診可能性を数値化し、受診勧奨の優先順位を決定）については、一部の自治体で既の実施しているものを参考とした。特定健康診査や特定保健指導は、被保険者である市民がどのように感じ、受診行動に繋がるかが重要であり、40歳代の若年層の方も含めて、いかに自分事に思ってもらえるかどうかをテーマに考えていきたいと思う。</p>
会長	<p>被用者保険等保険者代表の委員は、今の話を聞いてどうか。</p>
委員	<p>我々の組織の取組と似た部分も多いので、今後の参考にさせていただきたいと思う。</p>
委員	<p>我々の組織も、特定保健指導の実施率の低さが課題である。特定健康診査の結果が出てから勧奨を行うのではなく、特定健康診査の実施日に特定保健指導の対象者を抱え込んでしまうことが効果的だと聞いている。</p>
会長	<p>ソーシャルキャピタルと言って、公衆衛生の観点からは人と人との関係性が重要視されている。被保険者代表の委員は、例えば近所などのコミュニティで、特定健康診査の話題が上がるようなことはあるか。</p>
委員	<p>国民健康保険の被保険者が自分のコミュニティには少なく、話題が上がることはない。自分ができることとしては、民生委員の会議の場などで話題に出して、それが口コミのような形で広がればいいと思う。</p>
委員	<p>普段、特に自覚症状もなく健康に生活している人に対して、きっかけをどう作るかが難しいと思う。特定健康診査や特定保健指導について、受診や実施を通じた体験談を聞くような機会があれば、「私もやってみよう」という気持ちにつながるのではないかと。健康意識の高い方は健康教室などに参加してくれるが、健康への関心が低い方へのアプローチが課題になる。</p>
委員	<p>自分の周りでは、健康に不安を感じ始める世代の方は、特定健康診査を受診しており、話題にも上る。ただ、特定保健指導については、委託業者からの電話勧奨があっても、知らない番号からの着信に警戒感を持つのは仕方ない面があるので、分かりやすい周知が重要だと思う。</p>

会 長	<p>一般的には、地域よりも職場や子どもの学校に関連したコミュニティの方が、自分との関係性は近くなりがちである。市としては、ターゲットをどのようなところに置くか、戦略はあるのか。</p>
事 務 局	<p>市としても、各種健康イベントの中で周知啓発を実施しているが、あくまで対象は国保の被保険者であるので、参加者の中から、対象者を選別するのは非常に難しいところがある。広報やホームページを通じた周知啓発は継続的に実施しており、これからも拡充を考えているが、一定のコミュニティを意識したターゲティングが行えていないのが実情である。</p>
会 長	<p>対象が国保の被保険者に絞られるという中で、公益代表の委員は、何かヒントをお持ちか。</p>
委 員	<p>我々の組織は、地域づくりという点では、後期高齢者になった方の居場所づくりや生活支援等を担っており、元気体操などを通じた健康づくりや保健指導を行っている。先ほど、他の委員からも意見があったが、健康に関心のない方や自信のない方へのプッシュが課題となっているため、地域コミュニティの中で参加のきっかけになるような口コミが広がるような仕組みが大事だと感じた。</p>
委 員	<p>民間企業は、社員に対して健康診断を実施する立場にあり、商工会からも会員向けに案内を出すことで、健康維持・増進を図っている。また、自分が属する町会・自治会では、毎週「元気体操」を実施しており、健康寿命を延ばすという点では、このようなサークル活動は効果的だと思っている。</p>
委 員	<p>私は、年に1回特定健康診査を受けている。特定保健指導の対象にもなっているが、特定健康診査の結果を医療機関から受け取る際に、特定保健指導を強く勧められた経験はない。委託業者からの電話勧奨ということだが、詐欺が横行しているため、登録されていない電話番号からの着信に積極的に出る人は少ないはずである。対象者を特定保健指導に上手く結び付ける工夫が必要だと思う。</p>
会 長	<p>受診率向上対策の有効なエビデンス（根拠）の1つとして、学術的には「電話」が確かに挙げられてはいるが、現状に合わせたやり方を考慮する必要はある。それでは、最後に、適正受診・適正服薬という点について、国民健康保険医・保険薬剤師代表の委員から何かあるか。</p>

委 員	我々の組織としては、不適正な受診や服薬の事例の全てを把握できる訳ではないため、医療機関や薬局に対して、定期的に事例をフィードバックしていただけるような仕組みができると、より早く手を打てるケースが必ずあると思う。そのため、そのような事例をもっと共有してほしいと思っている。
会 長	ひと通りご意見をいただいたが、他にはあるか。
委 員	(特になし)
事 務 局	事務局として保健師が出席しているので、補足として、専門的な視点から最後に発言をさせていただきたい。
会 長	お願いしたい。
事 務 局	<p>特定健康診査の受診率向上について、A Iを用いた通知勧奨は、埼玉県内でも多くの自治体の実施しており、一定の効果を上げている。「案件(2)令和8年度戸田市国民健康保険特別会計予算」の中で、委員から質問のあった特定健康診査の受診率に応じた補助金について、昨年度から「40歳代・50歳代の受診率の向上」という項目が増えたところである。なお、受診率向上のためには、構成割合の多い65歳以上に対するアプローチも引き続き、重要であると考えている。</p> <p>また、かかりつけ医を持っている方は、特定健康診査の受診を控える傾向にあるため、医師会等と協力し、特定の疾病の治療だけでなく、生活習慣病の予防の重要性を呼びかけ、受診率の向上を図っていきたい。</p> <p>なお、医療機関等を通じて、対象者に健診結果とともに特定保健指導のリーフレットを渡している。後日、委託業者から対象者に架電をし、つながらない方に個別に通知で勧奨する流れを取っている。特定健康診査や特定保健指導については、他の自治体の成功事例等を参考に、実施率を向上するための取組を進めていくので、引き続き、色々ご意見をいただければと思う。</p>
会 長	補足をいただいたが、他になければ、最後に「その他」として、事務局からお願いしたい。
事 務 局	その他として、次回の国民健康保険運営協議会の会議日程について、8月又は9月中の開催を考えている。日時や議事の詳細については、決定し次第、早めに通知させていただく。

会 長	事務局からの説明内容について、ご意見等はあるか。
委 員	(特になし)
会 長	特になければ、本日の案件については終了するので、議事進行を事務局にお返しする。
事 務 局	以上で、令和 8 年度第 1 回戸田市国民健康保険運営協議会を終了する。

令和8年4月17日

戸田市長 菅原 文仁 様

戸田市国民健康保険運営協議会
会長 助友 裕子



戸田市国民健康保険税の税率改正について（答申）

令和7年12月18日付け、戸保第2365号にて諮問を受けた標記の件について、当協議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

国民健康保険（以下「国保」という。）は、病気やケガの際に安心して医療を受けられるよう「国民皆保険制度」を支える重要な役割を担っており、被保険者の健康の保持増進と地域医療の確保のため、将来にわたり持続可能なものとしていく必要がある。

しかしながら、国保は、産業構造の変化に伴い、現在では無職者や高齢者の加入割合が高いため、被用者保険に比べて医療費水準が高い一方、所得水準が低く、国民健康保険税（以下「保険税」という。）の負担能力の乏しい被保険者が多い傾向にあるという構造的な課題を抱えている。

国の制度改革により平成30年度から都道府県が国保の財政運営の主体となったことに伴い、国民健康保険法に規定する都道府県国民健康保険運営方針により、都道府県と各市町村が共通認識を持って事業を実施することとなった。埼玉県においては、令和5年に策定された埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（以下「県運営方針」という。）に基づき、市町村は以下の目標を達成することが明記された。

- ・令和8年度までに一般会計からの法定外繰入（赤字）の解消
- ・令和9年度までに埼玉県が提示する市町村標準保険税率（以下「標準税率」という。）どおりの保険税率を設定する県内「準統一」
- ・令和12年度に保険税水準の県内「完全統一」

本市では、令和4年度及び令和5年度に、保険税率の改正を行ったものの、被用者保険の適用拡大等により被保険者数が減少する一方、高齢化の進展や医療の高度化等に伴い、1人当たり医療費は増加の一途をたどっていることから、標準税率と本市の現行の保険税率は大きく乖離しており、一般会計からの法定外繰入を実施せざるを得ない状況が続いている。国保制度の運営における財源の不足分を一般会計からの法定外繰入に依存し続けることは、被保険者以外の市民も継続的に負担していくことになる。

これらを踏まえ、当協議会において審議を重ねてきたところであるが、各市町村の標準税率は、医療費水準の市町村格差は反映せず、市町村ごとの所得等を基に算定される中で、本市は他市町村に比べ、「被保険者一人当たりの医療費は低い、一人当たりの所得が高いため、標準税率が高くなる」という課題もあり、更なる税率改正については慎重に協議してきた経緯がある。しかしながら、令和9年度の県内「準統一」が迫っている中、国の「保険料水準統一加速化プラン」により、同一都道府県内のどこに住んでいても、世帯構成と所得水準が同じであれば同じ保険税負担となる保険料水準の完全統一を目指すことが示されたところである。税率改正は本市だけではなく、日本全国共通の課題として、全ての自治体が取り組んでいるところである。

上記の背景を踏まえ、当協議会は、この度の「戸田市国民健康保険税の税率改正について」の諮問に対し、慎重に協議を重ねた結果、次のような結論に至った。

1 答申内容

- (1) 県運営方針では、令和8年度までに一般会計からの法定外繰入の解消を求めているが、本市の標準税率が他市町村に比べ高いという課題などがある中で、令和8年度は被保険者に対し、保険税率の改正の必要性等について、丁寧に説明することに重きを置くべきである。
- (2) 本市の国保の厳しい財政状況のほか、国保制度が抱える課題を解決するための国や埼玉県の方針、全国的な動向などを総合的に勘案し、令和9年度から埼玉県が提示する標準税率どおりの保険税率に改正することはやむを得ないものとする。

2 附帯事項

(1) 被保険者への周知の徹底

国保制度が抱える課題のほか、税率改正はやむを得ないことなどについて

て、被保険者に対し、より分かりやすく丁寧な周知の徹底を図られたい。

(2) 収納率向上対策の推進

保険税率の改正により、収納率の低下が懸念されるため、保険税の収入を確保するとともに、被保険者間の公平性が損なわれないよう、滞納発生の未然防止、滞納初期からの対策強化など、収納率の更なる向上に積極的・継続的に努められたい。

(3) 保健事業の効果的な実施と医療費の適正化

標準税率は、被保険者の医療費が大きく影響することから、保健事業の実施に当たっては、被保険者がより参画しやすいような創意工夫や、医療機関等との協力体制の拡充等を図られたい。

また、保険者の保健事業だけでなく、被保険者自身の健康意識の向上が必要であることから、健康増進は個人の生活を豊かにするとともに、医療費の抑制、保険税の税率引下げなど、社会全体の経済的基盤を支える極めて重要な取組であることについて、積極的な周知啓発を図られたい。

(4) 国への要望

国民皆保険制度の中核を担う国保が持続可能で安定したものとなることを目的として、国保の財政基盤の強化と低所得者層への負担軽減策の拡充を図るため、国庫負担の更なる引き上げを行うよう、引き続き国に対して要望いただきたい。

令和7年度 12月

第2回 運営協議会（市長から協議会に**諮問**、答申内容協議）

1月

第3回 運営協議会（答申内容協議）

3月

第4回 運営協議会（答申内容協議・決定）

運営協議会で答申内容の協議

令和8年度 4月

第1回 運営協議会（協議会から市長に**答申**）

5月

8月

第2回 運営協議会【予定】

県がR9標準保険税率公表（秋の試算）

11月

12月

第3回 運営協議会【予定】（税率改正・条例改正案の協議・決定）

2月

第4回 運営協議会【予定】

保険税条例改正案件を3月議会提出

答申に基づき、議会説明、市民周知

3月

令和9年度 4月

準 統 一 【税率改正（R9戸田市標準税率に引上げ）】

令和10年度 4月

- R10戸田市標準税率に改正（R9年11月頃、県がR10標準保険税率公表（秋の試算））

令和11年度 4月

- R11戸田市標準税率に改正（R10年11月頃、県がR11標準保険税率公表（秋の試算））

令和12年度 4月

完 全 統 一 【税率改正（県内同一の税率）】

国民健康保険税率 準統一による影響

資料 1 - 2

現行税率と標準保険税率の比較

令和7年11月仮算定

		令和7年度	標準保険税率 (令和8年度)	比較
医療分	所得割	8.00%	8.35%	0.35%
	均等割	31,800円	50,759円	18,959円
後期分	所得割	1.60%	3.02%	1.42%
	均等割	9,500円	18,252円	8,752円
介護分	所得割	1.42%	2.62%	1.20%
	均等割	12,500円	18,579円	6,079円
子ども分	所得割	0.00%	0.27%	0.27%
	均等割	0円	1,760円	1,760円
計	所得割	11.02%	14.26%	3.24%
	均等割	53,800円	89,350円	35,550円

令和8年1月本算定

		令和7年度	標準保険税率 (令和8年度)	比較
医療分	所得割	8.00%	8.43%	0.43%
	均等割	31,800円	51,237円	19,437円
後期分	所得割	1.60%	3.01%	1.41%
	均等割	9,500円	18,200円	8,700円
介護分	所得割	1.42%	2.63%	1.21%
	均等割	12,500円	18,643円	6,143円
子ども分	所得割	0.00%	0.31%	0.31%
	均等割	0円	2,004円	2,004円
計	所得割	11.02%	14.38%	3.36%
	均等割	53,800円	90,084円	36,284円

モデル世帯における影響額の試算(年額)

令和7年11月仮算定

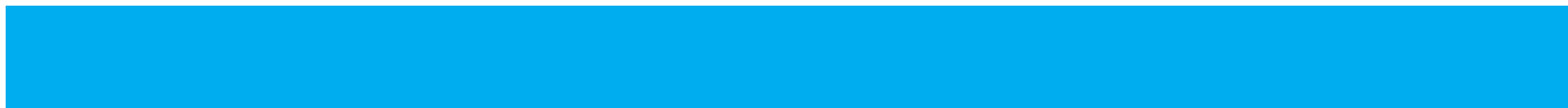
世帯構成	令和7年度	標準保険税率 (令和8年度)	増加額
世帯 (世帯所得 43万円 65歳以上1人世帯)	12,300円	21,100円	8,800円
世帯 (世帯所得 43万円 40歳~64歳1人世帯)	16,000円	26,600円	10,600円
世帯 (世帯所得100万円 65歳以上1人世帯)	96,000円	136,900円	40,900円
世帯 (世帯所得100万円 40歳~64歳1人世帯)	116,500円	170,400円	53,900円
世帯 (世帯所得150万円 65歳以上1人世帯)	144,000円	195,200円	51,200円
世帯 (世帯所得150万円 40歳~64歳1人世帯)	171,600円	241,800円	70,200円
県モデル世帯 (40代1人世帯 所得200万円)	226,700円	313,000円	86,300円
県モデル世帯 (70代夫婦2人世帯 所得100万円)	96,000円	136,900円	40,900円
県モデル世帯 (40代夫婦と子ども1人の3人世帯 所得300万円)	432,000円	613,900円	181,900円

令和8年1月本算定

世帯構成	令和7年度	標準保険税率 (令和8年度)	増加額
世帯 (世帯所得 43万円 65歳以上1人世帯)	12,300円	21,300円	9,000円
世帯 (世帯所得 43万円 40歳~64歳1人世帯)	16,000円	26,800円	10,800円
世帯 (世帯所得100万円 65歳以上1人世帯)	96,000円	124,000円	36,300円
世帯 (世帯所得100万円 40歳~64歳1人世帯)	116,500円	153,900円	48,200円
世帯 (世帯所得150万円 65歳以上1人世帯)	144,000円	197,100円	53,100円
世帯 (世帯所得150万円 40歳~64歳1人世帯)	171,600円	243,800円	72,200円
県モデル世帯 (40代1人世帯 所得200万円)	226,700円	315,600円	88,900円
県モデル世帯 (70代夫婦2人世帯 所得100万円)	96,000円	138,200円	42,200円
県モデル世帯 (40代夫婦と子ども1人の3人世帯 所得300万円)	432,000円	618,900円	186,900円

令和 8 年度

戸田市国民健康保険特別会計予算書





令和 8 年度戸田市国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度戸田市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,359,825 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 2 月 2 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円) 国

款	項	金額
1 国民健康保険税		2,498,826
	1 国民健康保険税	2,498,826
2 使用料及び手数料		60
	1 手数料	60
3 県支出金		7,308,277
	1 県負担金・補助金	7,308,276
	2 財政安定化基金支出金	1
4 財産収入		40
	1 財産運用収入	40
5 繰入金		1,403,520
	1 一般会計繰入金	1,403,519
	2 基金繰入金	1
6 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
7 諸収入		49,102
	1 延滞金及び過料	35,000
	2 雑収入	14,102
歳入	合計	11,359,825

保

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		89,615
	1 総務管理費	59,440
	2 徴税費	28,552
	3 運営協議会費	1,623
2 保険給付費		7,208,992

	1 療 養 諸 費	6,202,186
	2 高 額 療 養 費	929,126
	3 移 送 費	150
	4 出 産 育 児 諸 費	70,030
	5 葬 祭 諸 費	7,500
3 国民健康保険事業費納付金		3,791,057
	1 医 療 給 付 費 分	2,489,202
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	875,798
	3 介 護 納 付 金 分	348,024
	4 子 ど も 支 援 金 分	78,033
4 保 健 事 業 費		170,721
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	95,587
	2 保 健 事 業 費	75,134
5 基 金 積 立 金		40
	1 基 金 積 立 金	40
6 諸 支 出 金		94,400
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	94,400
7 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	11,359,825

国
保

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険特定保健指導業務	令和9年度	1,273

国
保

令和 8 年 度

戸田市国民健康保険特別会計予算説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 国民健康保険税	2,498,826	2,375,121	123,705
2 使用料及び手数料	60	60	0
3 県支出金	7,308,277	7,765,698	△457,421
4 財産収入	40	11	29
5 繰入金	1,403,520	1,260,748	142,772
6 繰越金	100,000	100,000	0
7 諸収入	49,102	52,842	△3,740
歳入合計	11,359,825	11,554,480	△194,655

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	繰 入 金	そ の 他	
1 総務費	89,615	90,776	△1,161		88,066		1,549
2 保険給付費	7,208,992	7,668,058	△459,066	7,131,462	46,667		30,863
3 国民健康保険事業費納付金	3,791,057	3,536,437	254,620	138,345	1,143,236		2,509,476
4 保健事業費	170,721	159,495	11,226	38,470	125,550		6,701
5 基金積立金	40	11	29			40	
6 諸支出金	94,400	94,700	△300				94,400
7 予備費	5,000	5,000	0				5,000
共同事業拠出金	0	3	△3				
歳出合計	11,359,825	11,554,480	△194,655	7,308,277	1,403,519	40	2,647,989

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

国
保

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 一 般 被 保 険 者 国 民 健 康 保 険 税	2,498,826	2,375,117	123,709	1 医療給付費分現年課税分	1,751,871	1 現年課税分 調定見込額 1,912,523 徴収率 91.6%	1,751,871
				2 後期高齢者支援金分現年課税分	413,111	1 現年課税分 調定見込額 451,982 徴収率 91.4%	413,111
				3 介護納付金分現年課税分	185,090	1 現年課税分 調定見込額 202,064 徴収率 91.6%	185,090
				4 子ども支援金分現年課税分	78,033	1 現年課税分 調定見込額 85,189 徴収率 91.6%	78,033
				5 医療給付費分滞納繰越分	53,315	1 滞納繰越分 調定見込額 256,326 徴収率 20.8%	53,315
				6 後期高齢者支援金分滞納繰越分	11,678	1 滞納繰越分 調定見込額 58,101 徴収率 20.1%	11,678
				7 介護納付金分滞納繰越分	5,728	1 滞納繰越分 調定見込額 26,894 徴収率 21.3%	5,728
退 職 被 保 険 者 等 国 民 健 康 保 険 税	0	4	△4				
計	2,498,826	2,375,121	123,705				

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

1 総 務 手 数 料	60	60	0	1 総 務 手 数 料	60	1 税諸証明	60
計	60	60	0				

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

(款) 3 県支出金

(項) 1 県負担金・補助金

1 保険給付費等交付金	7,308,276	7,765,697	△457,421	1 普通交付金	7,131,462	1 普通交付金	7,131,462
				2 特別交付金	176,813	1 特別交付金	176,813
				3 過年度分	1	1 過年度分	1
計	7,308,276	7,765,697	△457,421				

(款) 3 県支出金

(項) 1 県負担金・補助金

(款) 3 県支出金

(項) 2 財政安定化基金支出金

1 財政安定化基金交付金	1	1	0	1 財政安定化基金交付金	1	1 財政安定化基金交付金	1
計	1	1	0				

(款) 3 県支出金

(項) 2 財政安定化基金支出金

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	40	11	29	1 利子及び配当金	40	1 基金利子	40
計	40	11	29				

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	1,403,519	1,260,747	142,772	1 保険基盤安定繰入金	394,903	1 保険基盤安定繰入金	394,903
				2 未就学児均等割保険税繰入金	7,729	1 未就学児均等割保険税繰入金	7,729
				3 出産育児一時金繰入金	46,667	1 出産育児一時金繰入金	46,667
				4 事務費繰入金	88,066	1 事務費繰入金	88,066
				5 その他一般会計繰入金	862,555	1 その他一般会計繰入金	862,555
				6 産前産後保険税繰入金	3,599	1 産前産後保険税繰入金	3,599
計	1,403,519	1,260,747	142,772				

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1	1	0	1 財政調整基金繰入金	1	1 基金繰入金	1
-------------	---	---	---	-------------	---	---------	---

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
計	1	1	0			

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

国
保

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	100,000	100,000	0	1 繰 越 金	100,000	1 前年度繰越金	100,000
計	100,000	100,000	0				

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

(款) 7 諸収入

(項) 1 延滞金及び過料

1 延 滞 金	35,000	40,000	△5,000	1 延 滞 金	35,000	1 延滞金	35,000
退職被保険者等延滞金	0	150	△150				
計	35,000	40,150	△5,150				

(款) 7 諸収入

(項) 1 延滞金及び過料

(款) 7 諸収入

(項) 2 雑入

1 滞 納 処 分 費	1	1	0	1 滞 納 処 分 費	1	1 滞納処分費	1
2 第 三 者 納 付 金	7,000	8,500	△1,500	1 第 三 者 納 付 金	7,000	1 第三者納付金	7,000
3 返 納 金	7,000	4,000	3,000	1 返 納 金	7,000	1 返納金	7,000
4 雑 入	101	191	△90	1 雑 入	101	1 雑入	101
計	14,102	12,692	1,410				

(款) 7 諸収入

(項) 2 雑入

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

国
保

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	繰 入 金	そ の 他				
1 一般管理費	58,235	59,185	△950		58,219		16	1 報 酬	14,131	1. 一般管理費（保険年金課） 58,235 1報酬 14,131 ・パートタイム会計年度任用職 員8人 (14,131) 3職員手当等 5,053 ・期末手当 (2,744) ・勤勉手当 (2,309) 4共済費 3,721 ・職員共済組合負担金 (1,442) ・社会保険料 (2,279) 8旅費 124 ・費用弁償 (109) ・普通旅費 (15) 10需用費 2,216 ・消耗品費 (260) ・食糧費 (2) ・印刷製本費 (1,954) 11役務費 22,224 ・通信運搬費 (8,539) ・手数料 (13,685) 12委託料 9,450 ・国保ラインシステム保守
					58,219		16	3 職員手当等	5,053	
					繰			4 共 済 費	3,721	
					入			8 旅 費	124	
					金			10 需 用 費	2,216	
					58,219			11 役 務 費	22,224	
								12 委 託 料	9,450	
								17 備 品 購 入 費	15	
								18 負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	1,301	

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	繰 入 金	そ の 他				
									<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保給付（高額療養費等）システム保守 ・ 定期健康診断等 ・ 国民健康保険レセプト・療養費支給申請書点検業務 ・ 国保給付（高額療養費等）システム改修業務 	
									17備品購入費 15 <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品 (15) 18負担金、補助及び交付金 1,301 ○負担金 1,301 <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン資格確認等運営負担金 (1,301) 	
2連 合 会 負 担 金	1,205	1,245	△40				1,205	18 負担金、補 助及び交付 金	1,205	1. 連合会負担金（保険年金課） 1,205 18負担金、補助及び交付金 1,205 ○負担金 1,205 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県国保団体連合会 (1,205)
計	59,440	60,430	△990		58,219		1,221			

国
保

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税費

1 賦課徴収費	28,552	28,740	△188		28,501		51	8 旅 費	116		
					6,893			10 需 用 費	4,792	1. 賦課費 (保険年金課)	6,893
				繰	6,893			11 役 務 費	16,614	10 需用費	1,589
								12 委 託 料	7,030	・ 消耗品費	(475)
										・ 印刷製本費	(1,114)
								11 役務費	5,304		
								・ 通信運搬費	(5,304)		
					21,608		51			2. 徴収費 (収納推進課)	21,659
				繰	21,608					8 旅費	116
										・ 普通旅費	(65)
										・ 特別旅費	(51)
										10 需用費	3,203
										・ 消耗品費	(143)
										・ 印刷製本費	(3,060)
										11 役務費	11,310
										・ 通信運搬費	(9,565)
										・ 手数料	(1,745)
										12 委託料	7,030
										・ ペイジー収納業務	
										・ コンビニ収納事務代行	
										・ 滞納管理システム保守管理	
計	28,552	28,740	△188		28,501		51				

国
保

(款) 1 総務費

(項) 3 運営協議会費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	繰 入 金	そ の 他				
1 運 営 協 議 会 費	1,623	1,606	17		1,346		277	1 報 酬	1,328	1. 運営協議会費（保険年金課） 1,623 1報酬 1,328 ・委員15人 (1,328) 8旅費 244 ・費用弁償 (240) ・普通旅費 (4) 10需用費 18 ・食糧費 (18) 18負担金、補助及び交付金 33 ○負担金 33 ・県国保協議会 (33)
					1,346		277	8 旅 費	244	
					繰			10 需 用 費	18	
					1,346			18 負 担 金、補 助及び交付 金	33	
計	1,623	1,606	17		1,346		277			

国
保

(款) 1 総務費

(項) 3 運営協議会費

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1 療 養 給 付 費	6,125,878	6,479,353	△353,475	6,125,878				18 負 担 金、補 助及び交付 金	6,125,878	1. 療養給付費（保険年金課） 6,125,878 18負担金、補助及び交付金 6,125,878 ○負担金 6,125,878 ・療養給付費 (6,125,878)
				6,125,878						
				県						
				6,125,878						

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

2 療 養 費	61,798	63,503	△1,705	61,798				18 負担金、補 助及び交付 金	61,798	1. 療養費（保険年金課） 18負担金、補助及び交付金 ○負担金 ・療養費	61,798
				61,798							61,798
3 審 査 支 払 手 数 料	14,510	14,968	△458	14,510				11 役 務 費	14,510	1. 審査支払手数料（保険年金課） 11役務費 ・手数料	14,510
				14,510							14,510
計	6,202,186	6,557,824	△355,638	6,202,186							

国
保

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 高 額 療 養 費	926,926	1,030,354	△103,428	926,926				18 負担金、補 助及び交付 金	926,926	1. 高額療養費（保険年金課） 18負担金、補助及び交付金 ○負担金 ・高額療養費	926,926
				926,926							926,926
2 高額介護合 算療養費	2,200	1,500	700	2,200				18 負担金、補 助及び交付 金	2,200	1. 高額介護合算療養費（保険年金課） 18負担金、補助及び交付金	2,200
				2,200							2,200

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	繰 入 金	そ の 他				
				県 2,200					○負担金 2,200 ・高額介護合算療養費 (2,200)	
計	929,126	1,031,854	△102,728	929,126						

国
保

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

(款) 2 保険給付費

(項) 3 移送費

1 移 送 費	150	150	0	150				18負担金、補 助及び交付 金	150	
				150						1. 移送費（保険年金課） 150
				県 150						18負担金、補助及び交付金 150 ○負担金 150 ・移送費 (150)
計	150	150	0	150						

(款) 2 保険給付費

(項) 3 移送費

(款) 2 保険給付費

(項) 4 出産育児諸費

1 出 産 育 児 一 時 金	70,000	70,000	0		46,667		23,333	18負担金、補 助及び交付 金	70,000	
					46,667		23,333			1. 出産育児一時金（保険年金課） 70,000
					繰 46,667					18負担金、補助及び交付金 70,000 ○補助金 70,000 ・出産育児一時金 (70,000)

(款) 2 保険給付費

(項) 4 出産育児諸費

(款) 2 保険給付費

(項) 4 出産育児諸費

2 支払手数料	30	30	0				30	11 役 務 費	30	
							30			1. 支払手数料 (保険年金課) 30
										11 役務費 30
										・ 手数料 (30)
計	70,030	70,030	0		46,667		23,363			

国保

(款) 2 保険給付費

(項) 4 出産育児諸費

(款) 2 保険給付費

(項) 5 葬祭諸費

1 葬 祭 費	7,500	8,000	△500				7,500	18 負担金、補 助及び交付 金	7,500	
							7,500			1. 葬祭費 (保険年金課) 7,500
										18 負担金、補助及び交付金 7,500
										○ 補助金 7,500
										・ 葬祭費 (7,500)
計	7,500	8,000	△500				7,500			

(款) 2 保険給付費

(項) 5 葬祭諸費

(款) 2 保険給付費

(項) 傷病手当金

傷病手当金	0	200	△200							
計	0	200	△200							

(款) 2 保険給付費

(項) 傷病手当金

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	繰 入 金	そ の 他				
1 医療給付費分	2,489,202	2,377,195	112,007	138,345	1,029,318		1,321,539	18 負担金、補助及び交付金	2,489,202	
				138,345	1,029,318		1,321,539			
				県	繰					
				138,345	1,029,318					
計	2,489,202	2,377,195	112,007	138,345	1,029,318		1,321,539			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

国
保

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

1 後期高齢者支援金等分	875,798	837,008	38,790		80,404		795,394	18 負担金、補助及び交付金	875,798
					80,404		795,394		
					繰				
					80,404				
計	875,798	837,008	38,790		80,404		795,394		

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

1 介護納付金分	348,024	322,234	25,790		33,514		314,510	18 負担金、補助及び交付金	348,024
					33,514		314,510		

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

					繰					18負担金、補助及び交付金	348,024	国 保
					33,514					○負担金	348,024	
										・介護納付金分	(348,024)	
計	348,024	322,234	25,790		33,514		314,510					

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 4 子ども支援金分

1 子ども支援 金 分	78,033	0	78,033				78,033	18負担金、補 助及び交付 金	78,033			
							78,033			1. 子ども支援金分(保険年金課)	78,033	
										18負担金、補助及び交付金	78,033	
										○負担金	78,033	
										・子ども支援金分	(78,033)	
計	78,033	0	78,033				78,033					

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 4 子ども支援金分

(款) 4 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

1 特定健康診 査等事業費	95,587	92,429	3,158	26,849	65,000		3,738	8旅 費	10			
								10需 用 費	1,265	1. 特定健康診査・特定保健指導事業費 (保険年金課)	95,587	
				26,849	65,000		3,738			8旅費	10	
				県	繰			11役 務 費	5,495	・普通旅費	(10)	
				26,849	65,000			12委 託 料	88,569	10需用費	1,265	
										・消耗品費	(1,011)	
										・印刷製本費	(254)	

(款) 4 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

(款) 4 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	繰 入 金	そ の 他				
							18 負担金、補助及び交付金	248	11 役務費 5,495 ・ 通信運搬費 (3,934) ・ 手数料 (1,561) 12 委託料 88,569 ・ 受診券等封入・封緘業務 ・ 特定健康診査業務 ・ 受診勧奨業務 ・ 特定保健指導業務 ・ 特定保健指導業務 (ICT特 化型) 18 負担金、補助及び交付金 248 ○ 負担金 210 ・ 特定健診等共同広報事業分担 金 (200) ・ 各種研修会 (10) ○ 補助金 38 ・ 住所地特例等特定健康診査 (38)	
計	95,587	92,429	3,158	26,849	65,000			3,738		

国
保

(款) 4 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

(款) 4 保健事業費

(項) 2 保健事業費

1 保健衛生普及費	75,134	67,066	8,068	11,621	60,550		2,963	10 需用費	150	
				11,621	60,550		2,963			1. 保健衛生普及費 (保険年金課) 75,134

(款) 4 保健事業費

(項) 2 保健事業費

(款) 4 保健事業費

(項) 2 保健事業費

				県	繰			11 役 務 費	6,228	10 需用費	150
				11,621	60,550					・ 消耗品費	(150)
								12 委 託 料	58,261	11 役務費	6,228
										・ 通信運搬費	(6,228)
								18 負担金、補 助及び交付 金	8,495	12 委託料	58,261
										・ がん検診	
										・ ジェネリック医薬品使用促進	
								27 繰 出 金	2,000	通知作成業務	
										・ データヘルス計画中間評価支 援業務	
										18 負担金、補助及び交付金	8,495
										○ 負担金	4,595
										・ 生活習慣病重症化予防対策事 業分担金	(4,595)
										○ 補助金	3,900
										・ 人間ドック検診費	(3,900)
										27 繰出金	2,000
										・ 健康マイレージ繰出金	(2,000)
計	75,134	67,066	8,068	11,621	60,550		2,963				

国
保

(款) 4 保健事業費

(項) 2 保健事業費

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 財政調整 基金積立金	40	11	29			40		24 積 立 金	40		
						40				1. 財政調整基金積立金 (保険年金課)	40
						財				24 積立金	40
						40				・ 財政調整基金積立金	(40)

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	繰 入 金	そ の 他				
計	40	11	29			40				

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1 一般被保険者 保険税 還付金	34,400	34,400	0				34,400	22 償還金、利 子及び割引 料	34,400	1. 一般被保険者保険税還付金 (収納推進課) 34,400
							34,400			22 償還金、利子及び割引料 ○還付金 34,400 ・一般被保険者保険税還付金 (34,400)
2 償還金	60,000	60,000	0				60,000	22 償還金、利 子及び割引 料	60,000	1. 返還金(保険年金課) 60,000
							60,000			22 償還金、利子及び割引料 ○返還金 60,000 ・返還金 (60,000)
退職 被保険者等 保険税 還付金	0	300	△300							
計	94,400	94,700	△300				94,400			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

1 予 備 費	5,000	5,000	0				5,000			
計	5,000	5,000	0				5,000			

国
保

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

(款) 共同事業拠出金

(項) 共同事業拠出金

そ の 他 共 同 事 業 事 務 費 拠 出 金	0	3	△3							
計	0	3	△3							

(款) 共同事業拠出金

(項) 共同事業拠出金

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円) 国

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 (年間支給月分)	通 勤 手 当			
本 年 度	長 等								
	議 員								
	そ の 他 の 特 別 職	15	1,328			1,328		1,328	
	計	15	1,328			1,328		1,328	
前 年 度	長 等								
	議 員								
	そ の 他 の 特 別 職	15	1,328			1,328		1,328	
	計	15	1,328			1,328		1,328	
比 較	長 等								
	議 員								
	そ の 他 の 特 別 職	0	0			0		0	
	計	0	0			0		0	

2 一般職

※（ ）内は短時間勤務職員（外書き）

(1) 総括

(単位：千円)

国保

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
本 年 度	(8) 0	14,131		5,053	19,184	3,721	22,905	
前 年 度	(9) 0	13,368		3,964	17,332	2,752	20,084	
比 較	(△) 0	763		1,089	1,852	969	2,821	

職 員 手 当 等	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	超 過 勤 務 手 当	休 日 給	夜 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							
の 内 訳	区 分	住 居 手 当	宿 直 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	児 童 手 当
	本 年 度				2,744	2,309		
	前 年 度				2,154	1,810		
	比 較				590	499		

ア 会計年度任用職員

※（ ）内は短時間勤務職員（外書き）

（単位：千円） 国保

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
本 年 度	(8) 0	14,131		5,053	19,184	3,721	22,905	
前 年 度	(9) 0	13,368		3,964	17,332	2,752	20,084	
比 較	(△ 1) 0	763		1,089	1,852	969	2,821	

職 員 手 当 等	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	超 過 勤 務 手 当	休 日 給	夜 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	本 年 度							
	前 年 度							
	比 較							
の 内 訳	区 分	住 居 手 当	宿 直 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	児 童 手 当
	本 年 度				2,744	2,309		
	前 年 度				2,154	1,810		
	比 較				590	499		

(2) 報酬及び職員手当等の増減額の明細
 総括

(単位:千円) 国

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当等	1,089	1. その他の 増減分	1,089 異動等の増減分	

保

ア 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当等	1,089	1. その他の 増減分	1,089 異動等の増減分	

債務負担行為で令和9年度以降にわたるものについての令和7年度末までの
支出額又は支出額の見込み及び令和8年度以降の支出予定額等に関する調書

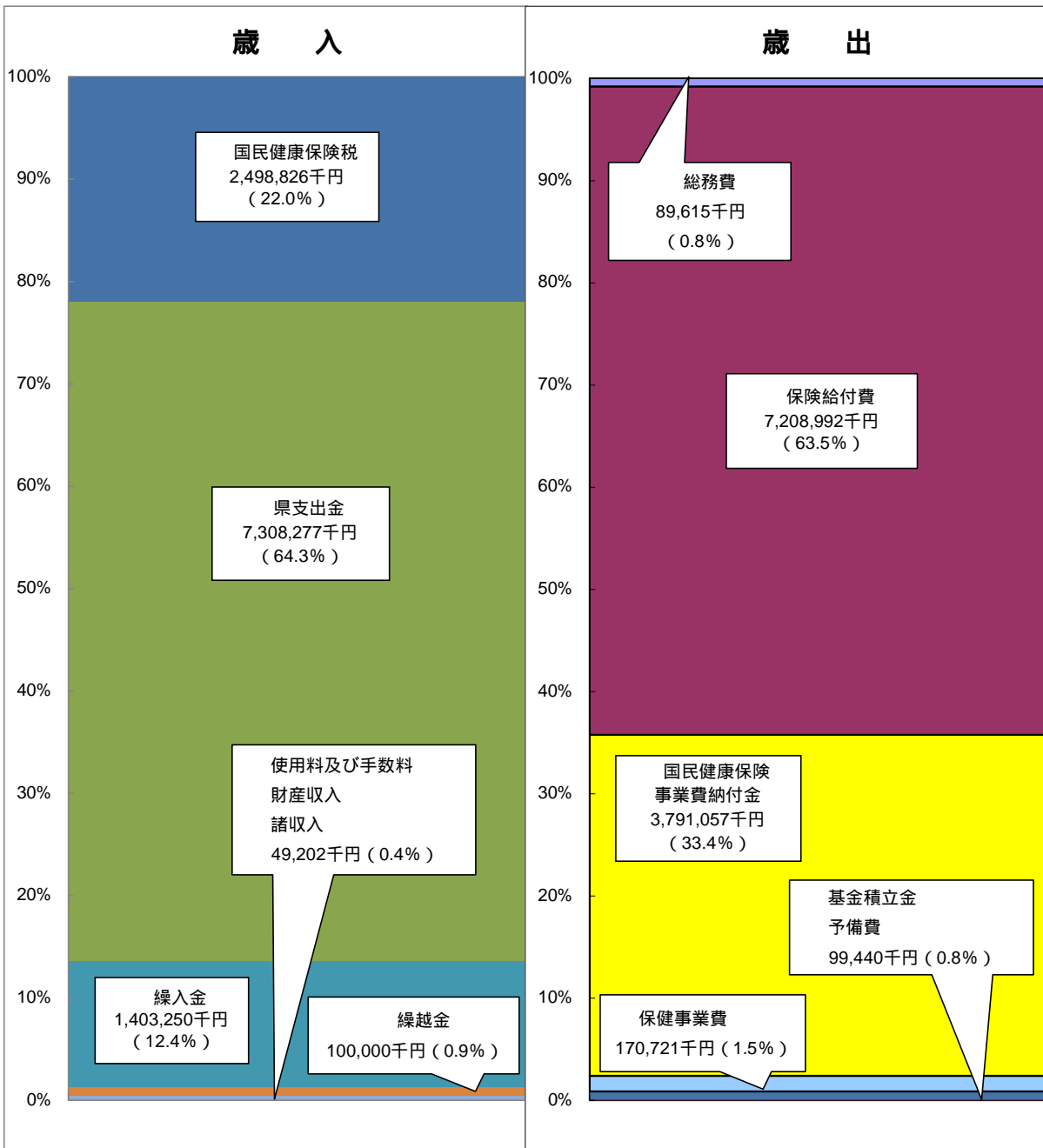
(単位:千円)

事 項	限 度 額	令 和 7 年 度 末 ま だ の		令 和 8 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳				備 考
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	繰 入 金	そ の 他		
国民健康保険レセプト・療養費支給申請書点検業務 (令和6年度)	12,851	令和7年度	5,140	令和8年度～ 令和9年度	7,711				7,711	
国民健康保険特定保健指導業務 (令和8年度)	1,273			令和9年度	限度額に同じ				限度額に同じ	

国
保

令和8年度当初予算歳入歳出総括表

歳入		歳出	
(単位 千円)			
国民健康保険税	2,498,826	総務費	89,615
使用料及び手数料	60	保険給付費	7,208,992
県支出金	7,308,277	国民健康保険事業費納付金	3,791,057
財産収入	40	保健事業費	170,721
繰入金	1,403,520	基金積立金	40
繰越金	100,000	諸支出金	94,400
諸収入	49,102	予備費	5,000
合計	11,359,825	合計	11,359,825



令和8年度戸田市国民健康保険特別会計当初予算について

1 歳出

総務費

国民健康保険事業の運営に関するもので、窓口対応の会計年度任用職員の報酬や、高額療養費の事務処理手続の簡素化に伴う国保給付システムの改修業務に係る費用等を計上しています。

連合会負担金

埼玉県国民健康保険団体連合会に対する会員負担金で、被保険者数に応じて負担するものです。

保険給付費

被保険者の医療費の保険給付分や、出産や死亡等の法定給付の支給等に要する費用です。保険給付費の種類は、下記のとおりです。

- ・療養給付費（被保険者の医療費全般に係る保険者負担分）
- ・療養費（あんま・はり・マッサージ等の保険適用分や補装具購入費用等の保険者負担分）
- ・審査支払手数料（レセプト審査や県内市町村の共同作業等を担う埼玉県国

民健康保険団体連合会への手数料)

- ・高額療養費(被保険者が負担した医療費のうち、自己負担限度額を超えた部分を支給するための経費)

- ・高額介護合算療養費(国民健康保険と介護保険の自己負担限度額を合算し、限度額を超えた部分を支給するための経費)

- ・移送費(入院治療における法定の緊急転院等のための経費)

- ・出産育児一時金(被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金の経費)

- ・葬祭費(被保険者が死亡した際に葬祭執行者に対して支給する葬祭費の経費)

国民健康保険事業費納付金

平成30年度の国保広域化により国保財政の運営主体が埼玉県になったことから、県が負担する県内医療費総額の財源とするために各市町村から県へ納付するものです。埼玉県全体の医療費総額の見込みを基に、各市町村の被保険者数、被保険者の所得等により納付金の額が県から示されることになっています。

なお、国の「こども未来戦略」により児童手当の拡充をはじめとした抜本的な給付拡充の財源の一部としての「子ども・子育て支援金」を医療保険者が徴収する仕組みに基づき、新たに「子ども支援金分」を令和8年度から新たに計上しています。

保健事業費

保健事業費につきましては、40歳以上の被保険者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導のほか、がん検診やデータヘルス計画中間評価等に要する経費です。

2 歳入

国民健康保険税

被保険者の減少傾向等を考慮の上、調定見込額と収納率を推計し、積算したものです。なお、子ども支援金分現年課税分は、国の制度改正により令和8年度から追加されたものです。

【参考】過去5年の収納状況

	R2	R3	R4	R5	R6
収納額	2,710,213 千円	2,652,905 千円	2,754,530 千円	2,672,187 千円	2,638,537 千円
収納率	67.0%	68.2%	71.4%	73.4%	81.9%
県内順位	63位	63位	63位	63位	58位

使用料及び手数料

納税証明等の発行手数料です。

県支出金

医療費の保険給付分に相当する額が県から交付される普通交付金と、保健事業等の保険者努力の実績に応じて交付される特別交付金です。

財産収入

本市の国民健康保険財政調整基金の運用益です。

繰入金

低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定制度に基づく繰入金、未就学児の均等割軽減に係る所要額を国・県が一部負担する未就学児均等割保険税繰入金、その他歳入不足に対する一般会計からの法定外繰入金です。なお、いわゆる「赤字」に相当する「その他繰入金」については、862,555,000円を計上しています。

諸収入


国民健康保険税に係る延滞金です。



資料 3

戸田市国保のデータヘルス計画等について

令和 8 年 4 月
戸田市保険年金課



1 第3期データヘルス計画の基本的事項

計画の趣旨

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成26年3月厚生労働省告示）において、市町村国保は、健康・医療情報を活用し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施すべきことが示されており、各保険者は、データヘルス計画を策定した上で、評価・見直しを行いながら保健事業を進める必要がある。

計画期間

令和6年度から令和11年度まで

中間年である令和8年度に中間見直しを実施

2 データヘルス計画の中間評価・見直しに係る今後の主なスケジュール等

今後の主なスケジュール

令和8年12月 国保運営協議会にて中間報告書の内容を審議

令和9年 1月～ パブリック・コメントの実施

令和9年 3月 第3期データヘルス計画等の中間報告書策定

中間評価・見直しの内容

目標の達成状況が想定に達していない場合は、達成できなかった原因や事業の必要性等を検討する

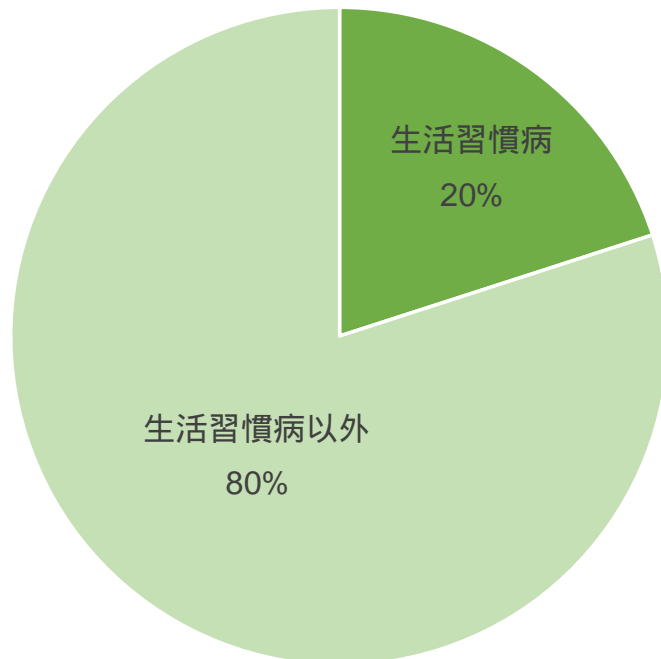
3 第3期データヘルス計画の目標

指標	目標	現状値
65歳健康寿命	延伸	男性：17.17年 女性：20.27年 (令和3年度実績)
1人当たり 生活習慣病医療費	減少	41,455円/年 (令和4年度実績)

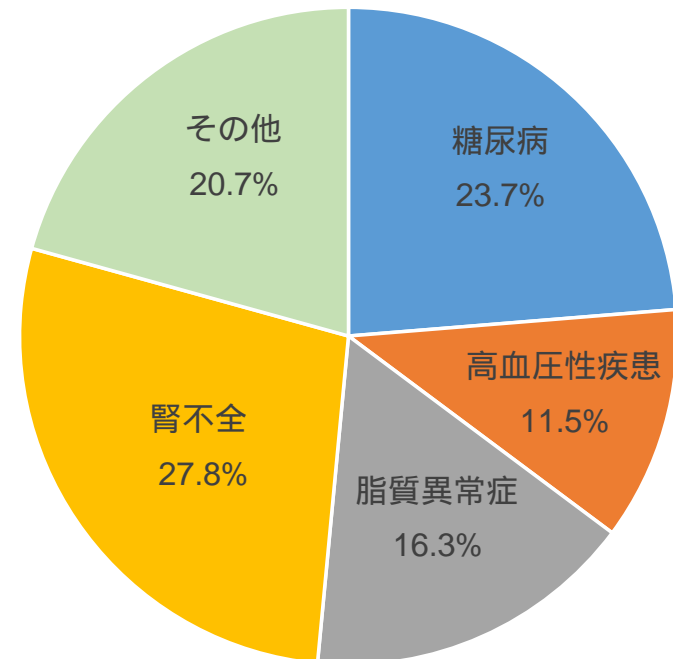
4 医療・健康情報のデータ分析

生活習慣病の医療費（令和4年4月～令和5年3月診療分のレセプト分析より）

医療費全体に占める生活習慣病の割合



生活習慣病の疾病別医療費の割合



5 医療・健康情報のデータ分析

戸田市国保の被保険者の生活習慣（令和4年度特定健康診査質問票の状況より）

分類	質問項目	40歳～64歳				65歳～74歳				全体(40歳～74歳)			
		戸田市	県	同規模	国	戸田市	県	同規模	国	戸田市	県	同規模	国
体重増加	20歳時体重から10kg以上増加	39.3%	40.2%	38.5%	38.2%	35.8%	33.8%	33.5%	33.4%	37.3%	35.9%	34.9%	35.0%
食事	週3回以上就寝前夕食	25.8%	24.7%	20.5%	22.7%	13.9%	12.7%	11.8%	12.3%	18.8%	16.7%	14.2%	15.8%
	週3回以上朝食を抜く	22.5%	20.1%	18.5%	19.4%	7.6%	6.1%	5.7%	5.9%	13.8%	10.8%	9.2%	10.4%
運動	毎日飲酒	27.6%	26.3%	23.4%	26.4%	28.2%	25.0%	24.2%	25.1%	27.9%	25.4%	24.0%	25.5%
	1日飲酒量（3合以上）	5.4%	4.6%	4.3%	5.2%	1.5%	1.2%	1.3%	1.5%	3.1%	2.4%	2.2%	2.8%
喫煙	喫煙	21.9%	22.9%	18.7%	20.8%	12.6%	10.5%	9.8%	10.4%	16.4%	14.7%	12.2%	13.8%

6 医療・健康情報のデータ分析

前期高齢者の1人当たり医療費

前期高齢者の1人当たり医療費

574,659円/人

(県内63市町村中61位)

【令和4年度実績】

前期高齢者へ移行する前の年代からの生活習慣の乱れ



若い年代(40歳頃)からの生活習慣病の発症



前期高齢者の1人当たり医療費が高い状況が継続

若い年代からの正しい生活習慣の獲得が急務

7 データ分析から見る戸田市国保の健康課題（1）

課題1 特定健康診査の受診率が低迷しており、メタボ該当者の割合が多い

- ・ 特定健康診査の受診率がコロナ禍前（平成30年度：44.8%）まで戻っていない
- ・ メタボ該当者の割合（令和4年度：22.3%）が県平均（令和4年度：20.6%）を上回る

特定健康診査受診率向上対策 / 特定保健指導実施率向上対策

特定健康診査や特定保健指導の推進により、生活習慣を見直すきっかけを作り、メタボ該当者の減少を通じて生活習慣病を予防する。

目標値の一例

特定健康診査受診率 R4（38.4%） R8（45%） R11（60%）

8 データ分析から見る戸田市国保の健康課題（2）

課題2 糖尿病ハイリスク者が多く、糖尿病（腎不全）医療費が多い

- ・糖尿病の1人当たり医療費が増加傾向にある
- ・透析患者の年間の1人当たり医療費は約539万円（令和4年度）。透析患者の75%が生活習慣を起因とする疾病により透析に至っている

糖尿病性腎症重症化予防対策

保健指導等により生活習慣を改善し、糖尿病性腎症の進行を防ぎ、血糖コントロール不良者の減少を通じて糖尿病性腎不全患者と関連医療費を減少する。

目標値の一例

保健指導修了者の割合 R4（81%） R8（90%） R11（90%）

9 データ分析から見る戸田市国保の健康課題（3）

課題3 循環器系疾患の医療費が多い

- ・循環器系疾患の医療費に占める割合が多く、入院関連医療費に占める割合が1位、レセプト件数が2位となっている（令和4年度実績）
- ・喫煙する方や毎日飲酒する方、多量飲酒する方の割合が国や県の平均を上回っている

生活習慣病重症化予防対策（高血圧・脂質異常）

医療機関への受診勧奨により生活習慣を見直し、高血圧や脂質異常に伴う生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活習慣病医療費の適正化を図る。

目標値の一例

血圧が保健指導判定値以上の者の割合 R4（50%） R8（減少） R11（減少）

10 データ分析から見る戸田市国保の健康課題（４）

課題 4

不適切な受診者や服薬を行う方が多い ジェネリック医薬品の金額シェアが低い

- ・ 月平均で、重複受診者が15名、頻回受診者が72名、重複服薬者が61名存在している（令和4年度実績）
- ・ 長期多剤服薬者が約1,200名（令和5年3月時点）存在している
- ・ ジェネリック医薬品の金額シェアが56%（令和4年度実績）にとどまっている

適正受診・適正服薬の促進 / ジェネリック医薬品使用促進事業

重複受診等について知ってもらい、必要に応じて専門職の相談を受けることで、受診・服薬の適正化を通じて健康障害（ポリファーマシー）の予防と医療費の適正化を図る。また、引き続きジェネリック医薬品の利用を促進し、利用率を高める。

目標値の一例

受診行動が改善された者の割合 R4（46.7%） R8（50%） R11（50%）

11 データ分析から見る戸田市国保の健康課題（5）

課題5 要介護者が増加しており、要介護認定者に心臓病と高血圧症の罹患者が多い

- ・ 介護認定者数と介護給付費が増加傾向にある
- ・ 要介護認定者について、心臓病の有病率が最も高く、次いで高血圧症となっている（令和4年度実績）

地域包括ケア及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

関係機関と連携し、介護予防の観点から高齢者の生活習慣病やフレイルの予防を図る。また、後期高齢者への移行後も継続的に保健事業を実施し、更なる生活習慣病の発症や重症化の予防を図る。

目標値の一例

翌年度特定健康診査の結果で
血圧が低下した者の割合

R4（47.3%） R8（50%） R11（50%）

12 第4期特定健康診査等実施計画の基本的事項

計画の趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健康診査や特定保健指導の実施方法や目標値、取組内容等を記載したもので、特定健康診査や特定保健指導の効果的・効率的な実施を目的としている。なお、今回の計画から、第3期データヘルス計画と合冊の上で作成した。

計画期間

令和6年度から令和11年度まで

中間年である令和8年度に中間見直しを実施

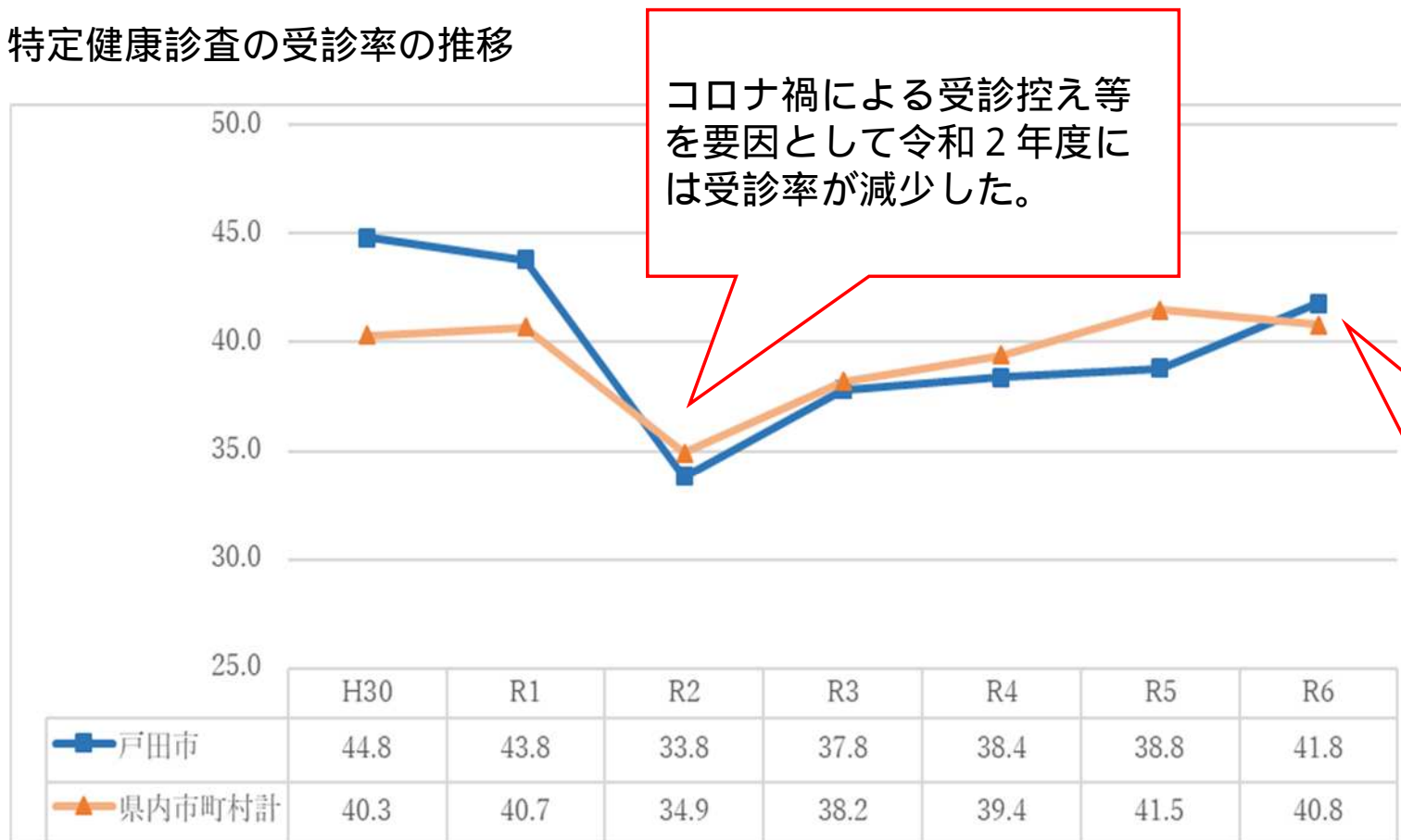
13 第4期特定健康診査等実施計画の目標

最終年度の目標値は、国が示した数値

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健康診査受診率	40%	45%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導実施率	20%	25%	30%	40%	50%	60%

14 特定健康診査の受診率の現状

特定健康診査の受診率の推移



コロナ禍による受診控え等を要因として令和2年度には受診率が減少した。

令和6年度は40%を超えたが、コロナ禍前の平成30年度の水準には戻り切れていない。

15 特定保健指導の実施率の現状

特定保健指導の実施率の推移



業務委託へ切り替えたこと等により、令和4年度は実施率が一時的に下がった。

オンライン型やウェアラブル機器の活用等により保健指導の実施率が上昇傾向に転じ始めているが、県平均とは乖離がある。

16 令和8年度の主な取組

特定健康診査の受診率向上対策

AIを活用した受診勧奨の実施

AIを活用して「受診しやすさ」を点数化し、点数が高い被保険者に対し優先的に勧奨

(勧奨通知の例)

- ・ 前回の健診結果から将来の疾病発症確率を掲載
- ・ レセプトを基に、通院先で特定健康診査の受診が可能である旨を具体的に医療機関名を挙げて明記

特定保健指導の実施率向上対策

現在、他自治体の成功事例を調査研究中